D開発行為等・土地の形質の変更

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地  の  形質 | ①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ②擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ③法面が生じる場合は、緩やかな傾斜とし、芝や低木などの緑化を行う。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 規模 | ④ゆとりある宅地規模を確保し、建物の配置に余裕をもたせるよう努める。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 緑化 | ⑤樹木が一団となって生育する場所では、樹木の保全や代替緑化を行うなど、みどりの連続性を確保する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

注※欄は、記入しないこと。